



ボランティア団体 活動紹介



なるたけよくやろう
鳴子国道だより

一の坪親和会の皆様が国道47号沿いの植樹帯に花植え活動を行いました。(大崎市岩出山内)



**いつも道路をきれいにさせていただき、
ありがとうございます。**



R2.7.20
第68号

発行元
仙台河川国道事務所
鳴子国道維持出張所
TEL 0229-84-7575

民有地の樹木の管理をお願いします！！

●道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採をお願いします●

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車輛の通行に支障となりますので、樹木の伐採や剪定をお願い致します。樹木が道路や歩道にはみ出していると次のような危険があります。

- 歩行者がけがをする恐れがあります。また、倒木が歩道をふさぐと歩行者は車道を歩くことになり、交通事故発生の恐れがあります。
- 通行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります。
- 道路標識が樹木で隠れることにより、安全運転の妨げになり交通事故発生の原因となることがあります。
- 樹木に雪が積もり、その重みで道路に倒れ、走行中の車輛と衝突する恐れがあります。枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる危険がありますので、伐採や剪定を行い適切な管理をお願い致します。



●伐採・剪定を行う前に連絡をお願いします●

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしない様に防護処置をお願い致します。作業をされる前には鳴子国道維持出張所まで連絡をおねがいします。

鳴子国道維持出張所	電話 0229-84-7575	国道47号:大崎市上古川4号交差点 ~山形県 県境
-----------	-----------------	------------------------------

地域の皆様、ドライバーの皆様、ご理解とご協力をお願いします

仙台河川国道事務所 鳴子国道維持出張所は、国道47号のうち国道4号との交差点から山形県境までを維持管理しています。

みやぎの「かわとみち」情報が満載！

仙台河川国道事務所

ホームページはこちら↓ <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai>



道路の異状を発見したら

道路緊急ダイヤル #9910

全額共通 24時間受付無料